

石川県公報

平成26年9月16日（火曜日）

号 外

（第72号）

目 次

告 示
○県統計調査の実施

（企画課） 1

告 示

石川県告示第429号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成26年9月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
新たな長期構想の基礎資料とするための県民意識調査
- 県統計調査の目的
北陸新幹線金沢開業後の社会・経済情勢の変化を見据えて、平成27年度中に策定する新たな長期構想の基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
県内に居住する満20歳以上の男女のうち、無作為抽出により選定されたもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
 - 石川県の住みやすさ
 - 普段行っている文化活動
 - 健康に関して興味のある情報
 - 人口減少対策に必要な施策
 - 高等教育機関を活かすための施策
 - その他関連項目
 - 基準となる期日又は期間
平成26年9月16日（火）から平成26年10月3日（金）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
平成26年9月16日（火）から平成26年10月3日（金）まで

